

令和7年1月16日

一宮市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第 2号

一宮市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業文書管理規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(文書の保存期間) 第21条 文書の保存期間は、その重要度に応じて次に掲げるとおりとする。この場合において、保存期間の適用区分は、経営企画課長が定める文書保存期間分類表(以下「文書保存期間分類表」という。)に定めるところによらなければならない。 <u>(1) 永年保存</u> (2)～(5) 略 2・3 略	(文書の保存期間) 第21条 略 <u>(1) 30年保存</u> (2)～(5) 略 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。